

道路メンテナンス事業に対する地方負担の軽減について

【担当省庁】国土交通省

市町村における取組

(現状)

平成25年6月道路法の改正により道路インフラ施設の点検が法定化され、平成26年7月1日より、5年に1度の橋梁・トンネル等の定期点検が義務化された。

(課題)

多数の道路インフラ施設を管理する自治体においては、毎年多額の費用が必要となり、財政を圧迫している。また、国の補助金の、要望額に対する内示率が近年低下しているため、事業を次年度に先送りせざるを得ない自治体も出ている。

【表1 道路メンテナンス事業 令和6年度予算額】

(単位：千円)

事業名	事業内容	市町村名	必要事業費	要望ベース	内示ベース	内示割れによる市町村負担増額 (国費不足分) (A) - (B)
				国費(A)	国費(B)	
道路メンテナンス事業	橋梁点検・計画策定	桜井市	20,000	11,000	11,000	0
		五條市	120,000	71,280	71,280	0
		河合町	8,900	4,895	4,895	0
	橋梁長寿命化工事・設計	桜井市	44,736	24,604	24,604	0
		五條市	160,000	95,040	78,800	16,240
		河合町	50,000	27,500	20,506	6,994
合計	桜井市	64,736	35,604	35,604	0	
	五條市	280,000	166,320	150,080	16,240	
	河合町	58,900	32,395	25,401	6,994	

【表2 道路メンテナンス事業 要望額に対する内示率】

市町村名	R3	R4	R5	R6
桜井市	98.90%	91.00%	73.90%	100.00%
五條市	97.60%	91.00%	72.40%	99.00%
河合町	85.80%	84.00%	61.40%	78.41%

【表3 国費充当率】

事業名	市町村名	R3	R4	R5	R6
道路メンテナンス事業	桜井市	0.5500	0.5500	0.5500	0.5500
	五條市	0.5885	0.5885	0.5940	0.5940
	河合町	0.5500	0.5500	0.5500	0.5500

国にお願いすること

財政状況や技術力等において多くの課題を抱えている地方公共団体が、効率的に道路インフラ施設の管理ができるよう、以下を要望する。

- (1)道路メンテナンス事業の要望額に対する補助金の安定的な交付 (表1、表2参照)
- (2)道路メンテナンス事業の国費充当率の嵩上げ (表3参照)

【担当部署】奈良県市長会・奈良県町村会